



福集協発第 194 号

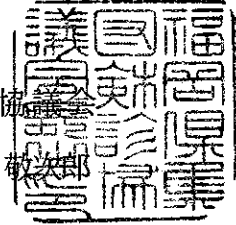
平成15年 2月14日

各 医 師 会 長 殿

各 検 診 機 関 長 殿

福岡県集団検診協議会

会 長 関 原 敬 次 郎



平成15年度C型肝炎ウイルス検査について（送付）

余寒の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より福岡県保健福祉部を通じ、平成14年度より実施いたしておりますC型肝炎ウイルス検査につきまして、平成15年度肝炎ウイルス検診等実施要領（案）、Q&A（HCV抗原検査の導入について）について、別紙写しのとおり通知されましたのでお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、ご高配下さいますようお願い申し上げます。



(公印省略)



事 務 連 絡
平成15年2月5日

福岡県医師会長 殿
(地域医療課)

福岡県集団検診協議会長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長

平成15年度C型肝炎ウィルス検査について (送付)

平成14年度より実施しております標記検査につきまして、平成15年度肝炎ウィルス検診等実施要領(案)、Q&A(HCV抗原検査の導入について)」について、厚生労働省より別添写しのとおり通知されましたので送付いたします。

なお、導入後のパンフレット「C型肝炎ウィルス検査を受けられる方に(改訂版)」については、後日厚生労働省より送付される予定ですので、届き次第送付いたします。

記

- 1 平成15年度肝炎ウィルス検診等実施要領(案)
- 2 Q&A(HCV抗原検査の導入について)

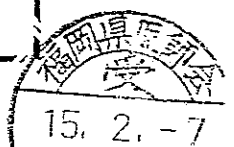
お問い合わせ先

保健福祉部健康対策課保健事業係
担当；馬場

TEL 092-643-3270

FAX 092-643-3271

E-mail baba-j7521@pref.fukuoka.lg.jp





事 務 連 絡
平成15年1月31日

都道府県
各 政 令 市 老人保健事業主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

平成15年度肝炎ウイルス検査についての実施要領（案）、Q & A（HCV
抗原検査の導入について）及びパンフレット（C型肝炎ウイルス検査を受け
られる方に：改訂2版）の送付について

標記について、別添のとおり取りまとめたので、管下市町村及び関係団体に対し、周
知をお願いしたい。

<照会先>

厚生労働省老健局老人保健課

課 長 補 佐 椎葉（内3941）

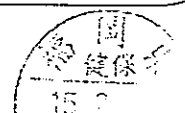
課 長 補 佐 千葉（内3943）

保健指導係長 加藤（内3942）

主 査 森岡（内3946）

電話 03-5253-1111

FAX 03-3595-4010



(案)

(参考:改正後全文)

(別 添)

肝炎ウイルス検診等実施要領

1 目 的

C型肝炎等緊急総合対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。

2 肝炎ウイルス検診の対象者

- (1) 当該市町村の区域内に居住地を有する保健事業の健康診査の対象者のうち、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者を対象とする。
- (2) 上記以外の保健事業の健康診査の対象者のうち、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者、広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者、及び、基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導とされた者を対象とする。なお、基本健康診査においてALT(GPT)値により要医療とされた者については、本検診によることなく、速やかに医療機関への受診を勧奨するものとする。

なお、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことのある者については、実施の対象としないものとする。

3 実施にあたっての基本的事項

- (1) 肝炎ウイルス検診の実施方法、実施時期、実施場所等の実施計画を作成する。実施計画の作成にあたっては、地域の医師会等の理解と協力を得るとともに、医療機関、検診団体、検査機関等と十分に調整を図る。
- (2) 肝炎ウイルス検診の実施方法、実施時期、実施場所については、地域の実情や基本健康診査など既存の保健事業の実施状況を十分に考慮し、受診しやすい方法、時期、場所を選定する。
- (3) 肝炎ウイルス検診は、実施体制、精度管理の状況等から判断して適当と認められる実施機関に委託することができる。
- (4) 肝炎ウイルス検診の実施にあたっては、広報等により、その意義や実施の日時、場所、方法等をあらかじめ十分に地域住民に対し周知徹底する。
- (5) その他、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及や個人のプライバシーの保護、医療機関との連携など、肝炎ウイルス検診が円滑に行うことができるよう体制の整備に努める。

4 肝炎ウイルス検診の実施

肝炎ウイルス検診の項目は問診、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。

(1) 問 診(別紙1参照)

問診においては、基本健康診査の問診項目に加え、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、現在C型及びB型肝炎の治療を受けているか否かなどについて、聴取すること。また、その際に、肝炎ウイルス検診についての説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。なお、基本健康診査と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

イ HCV抗原検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。抗原検査は、ウイルスのコア蛋白を測定する方法を用いること。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合に行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

(3) HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、基本健康診査と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

5 肝炎ウイルス検診の結果の判定(別紙2参照)

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV抗原検査を行うこと。

(ウ) 陰 性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

イ HCV抗原検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、HCV抗原検査を行い、結果が陽性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、結果が陰性を示す場合はHCV核酸増幅検査を行うこと。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

(2) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性または陰性の別を判定。

但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定にあたっては、検診に携わる医師によって行われるものであること。

6 指導区分

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者、及び、HBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、医療機関への受診を勧奨する。

なお、基本健康診査等の結果等をあわせて総合的に勘案し、医師が必要と判断した者については、必要な指導あるいは医療機関への受診勧奨を行う。

7 結果の通知

検診の結果については、別紙2を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

8 記録の整備(別紙3参照)

検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果の判定等を記録する。

また、必要に応じ、事後の指導その他の必要な事項についても記録する。

9 その他の留意事項

(1) 検診、健康相談及び健康教育の実施にあたっては、わかりやすいパンフレットやQ&Aを活用するなど、住民に対して、十分な基礎知識の普及啓発を行うこと。

(2) 判定結果の通知にあたっては、個人のプライバシーの保護に十分な注意を払うこと。

(3) 事後の保健指導や医療機関への受診勧奨などにあつては、地域の医療機関などと十分な連携を図って行うこと。

なお、その他保健事業に係る共通的事項及び必要事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」(平成12年3月31日老発第334号)によるものとする。

問 診 項 目 例

○肝臓病にかかったことや肝機能が悪いと言われたことがありますか。

は い(年頃) いいえ

○広範な外科的処置(大きな手術など)を受けたことがありますか。

は い(年頃) いいえ

「はい」と答えた方にうかがいます。

定期的に肝機能検査を受けていますか。 はい いいえ

○(女性のみ)妊娠・分娩時に多量に出血したことがありますか。

は い(年頃) いいえ

「はい」と答えた方にうかがいます。

定期的に肝機能検査を受けていますか。 はい いいえ

○これまで、C型肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか。

は い(年頃) いいえ わからない

○現在又は過去に、C型肝炎の治療を受けていますか。

は い(年頃) いいえ わからない

○現在又は過去に、B型肝炎の治療を受けていますか。

は い(年頃) いいえ わからない

○肝炎ウイルス検診の目的等について理解した上で、肝炎ウイルス検診を希望しますか。

・C型肝炎ウイルス検査について

希望する

希望しない

氏 名 _____

(自署してください)

・HBs抗原検査について

希望する

希望しない

氏 名 _____

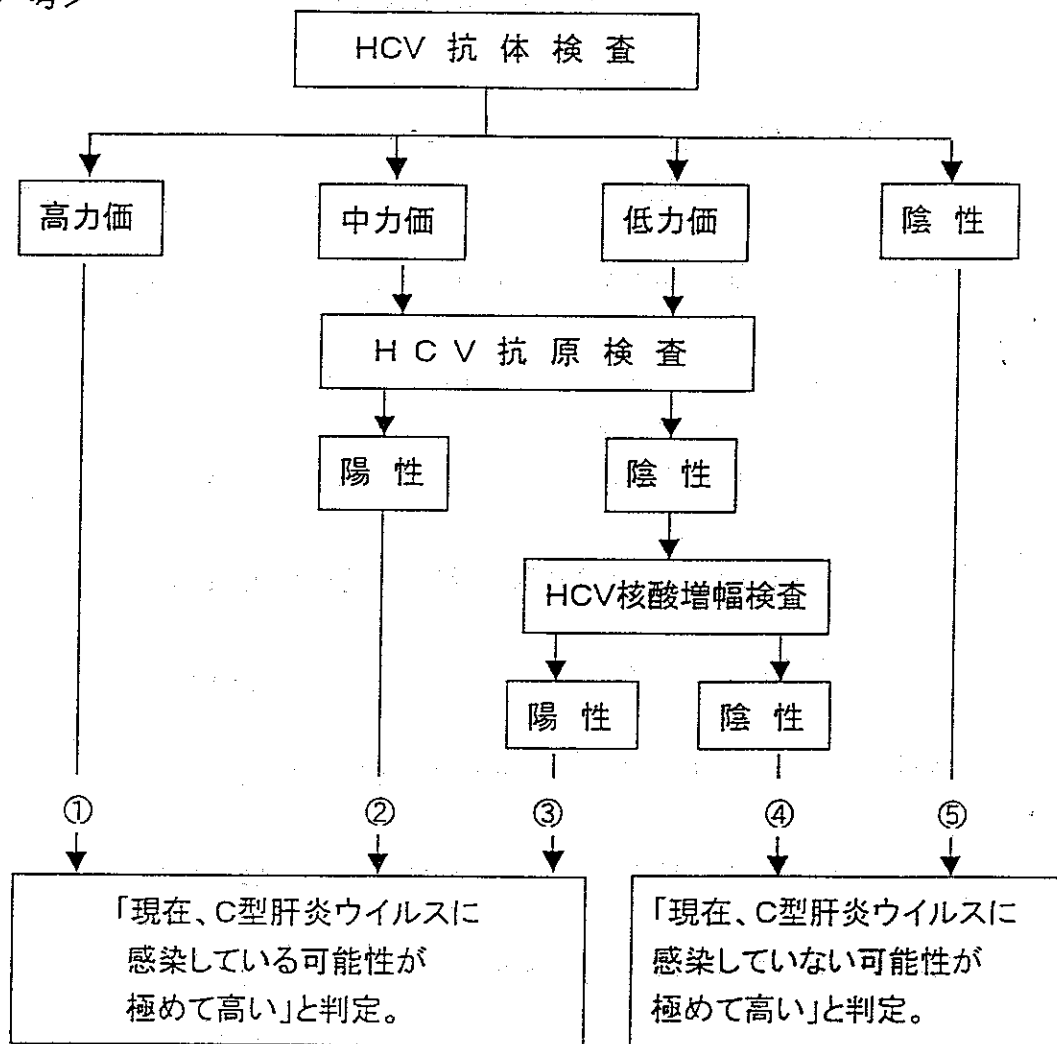
(自署してください)

(別紙 2)

判定結果(C型肝炎ウイルス検査)

1. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定されました。
判定理由 ① ② ③
2. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定されました。
判定理由 ④ ⑤

<参考>



判定結果(HBs抗原検査)

陽 性	陰 性
-----	-----

<注意事項>

日常生活の場では、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。

なお、2.「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス(HCV)以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス(HCV)に感染する場合(きわめてまれとされ

ています。)があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、パンフレットに記載してあるような症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、HBs抗原検査が陰性となった場合にも、パンフレットに記載してあるような症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

(別 紙 3)

受診年月日		年 月 日
C型肝炎 ウイルス 検査	判定結果	1. 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い
		2. 現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い
	判定理由	(①～⑤のいずれかを記入)
HBs抗原検査		陽 性
		陰 性
実施機関名		

肝炎ウイルス検診等実施要領（案）

旧	新
1～3（略） 4 肝炎ウイルス検診の実施 肝炎ウイルス検診の項目は問診、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。 （1）問 診（別紙1参照） （略） （2）C型肝炎ウイルス検査 ア HCV抗体検査 HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。なお、基本健康診査と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。 イ HCV核酸増幅検査 HCV抗体検査により中力価とされた検体に対して行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。 （3）HBs抗原検査（略）	1～3（略） 4 肝炎ウイルス検診の実施 肝炎ウイルス検診の項目は問診、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。 （1）問 診（別紙1参照） （略） （2）C型肝炎ウイルス検査 ア HCV抗体検査 HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。なお、基本健康診査と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。 イ HCV抗原検査 <u>HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。抗原検査は、ウイルスのコア蛋白を測定する方法を用いること。</u> ウ HCV核酸増幅検査 <u>HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合に行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。</u> （3）HBs抗原検査（略）

5 肝炎ウイルス検診の結果の判定(別紙2参照)

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(イ) HCV抗体中力価

検査結果が中力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) HCV抗体低力価

検査結果が低力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

(エ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価とされた検体に対して、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV RNAの検出を行い、検出された場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

(2) HBs抗原検査 (略)

6～9 (略)

(別紙1) (略)

5 肝炎ウイルス検診の結果の判定(別紙2参照)

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV抗原検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

イ HCV抗原検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、HCV抗原検査を行い、結果が陽性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、結果が陰性を示す場合はHCV核酸増幅検査を行うこと。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

(2) HBs抗原検査 (略)

6～9 (略)

(別紙1) (略)

(別紙2)

判定結果(C型肝炎ウイルス検査)

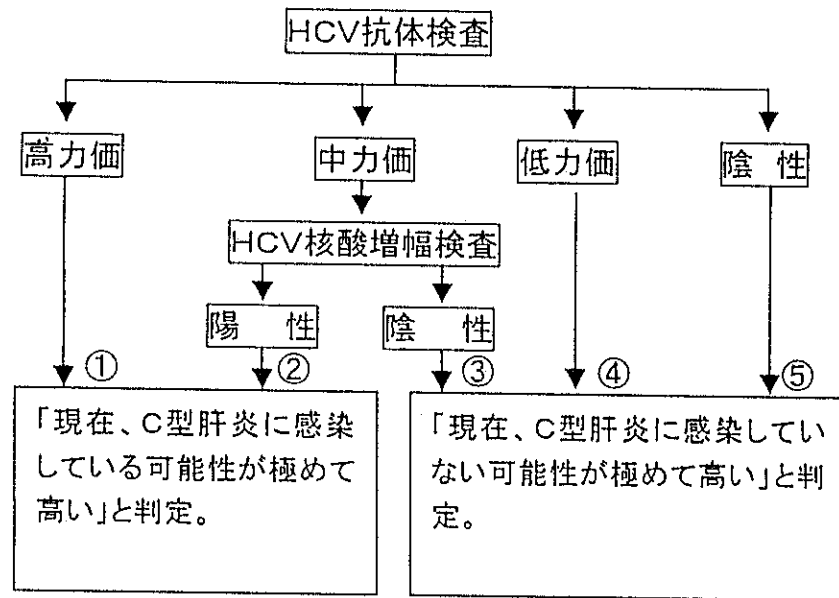
1. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定されました。

判定理由 ① ②

2. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定されました。

判定理由 ③ ④ ⑤

<参考>



(別紙2)

判定結果(C型肝炎ウイルス検査)

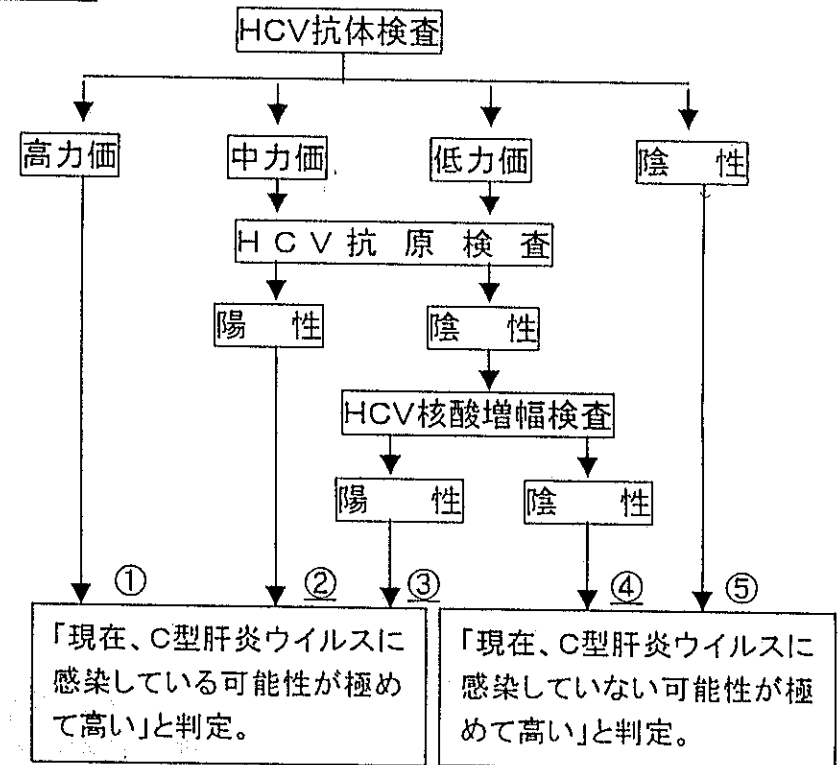
1. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定されました。

判定理由 ① ② ③

2. 「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定されました。

判定理由 ④ ⑤

<参考>



判定結果(HBs 抗原検査) (略)

<注意事項> (略)

(別紙3) (略)

判定結果(HBs 抗原検査) (略)

<注意事項> (略)

(別紙3) (略)

平成15年度C型肝炎
ウイルス検査についての
Q&A
(HCV抗原検査の導入について)

平成15年1月

目 次

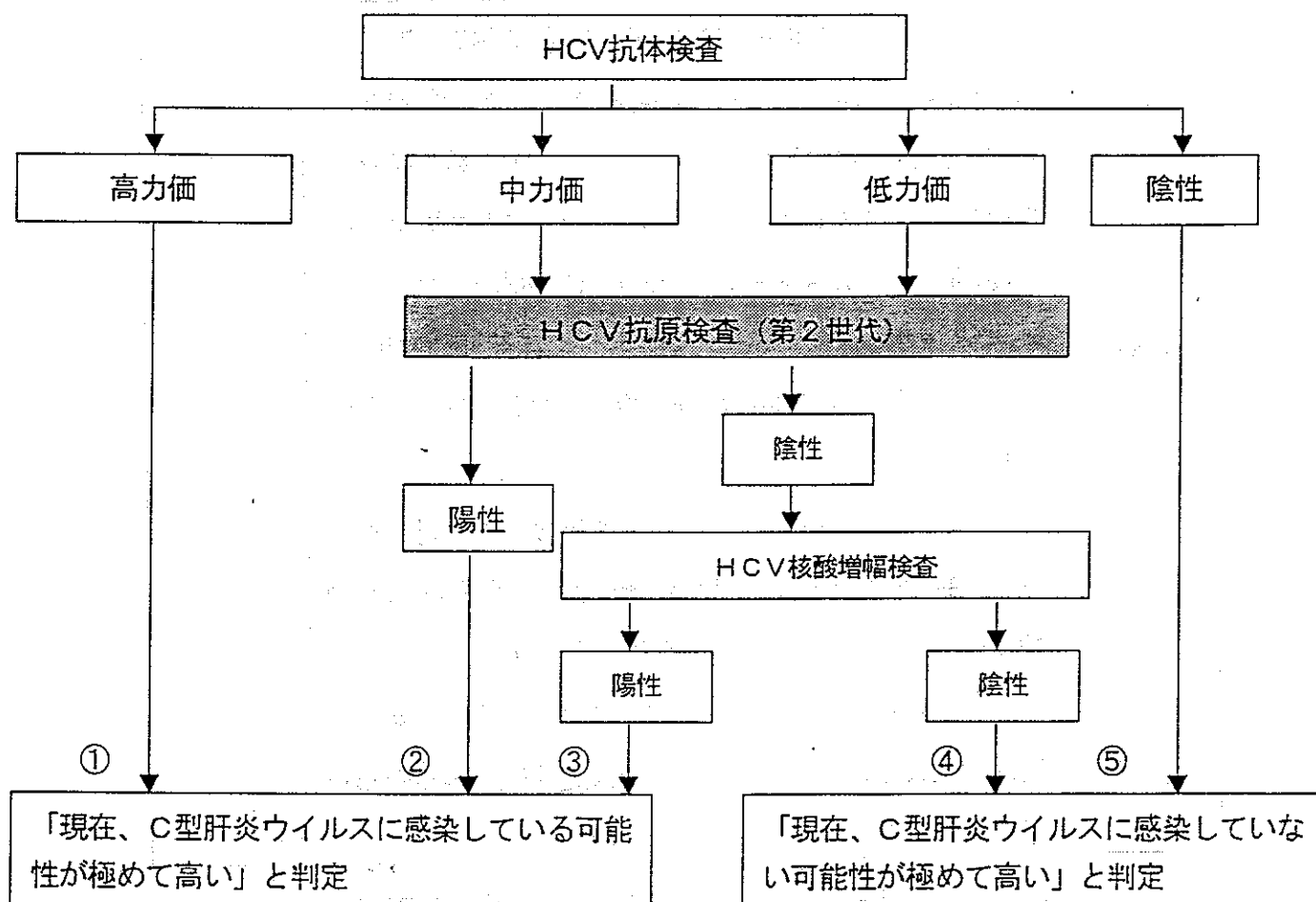
問番号	問 内 容	頁
(問1)	平成14年度のC型肝炎ウイルス検査と平成15年度から実施されるC型肝炎ウイルス検査の違いは何か。	1
(問2)	C型肝炎ウイルス検査にHCV抗原検査を導入した理由は何か。	2
(問3)	HCVコア蛋白測定によるHCV抗原検査(第2世代)は、どのような検査法か。	2
(問4)	HCV抗体検査の結果、低力価とされた検体に対して、さらにHCV抗原検査を行う必要性は何か。(HCV抗体低力価群はHCVに感染していない可能性が極めて高いとされているのではないのか。)	2
(問5)	HCV抗原検査専用のスピッツが必要となるのか。	3
(問6)	新たにHCVコア蛋白測定によるHCV抗原検査を導入することにより、C型肝炎ウイルス検査のより一層の精度向上が図られることになるが、そのことにより、HCV抗体検査については、いずれの測定系を用いても良いことになるのか。	3
(問7)	C型肝炎ウイルス検査の判定結果(①～⑤)について、平成15年度からHCV抗原検査が導入されることに伴い新たな区分となるが、この際の検査結果報告の整理はどのようにすればよいか。	3
(問8)	平成14年度に肝炎ウイルス検診を受診し、HCV抗体検査の結果、低力価とされた者が、新しく導入されたHCV抗原検査を受けることを希望した場合はどうするのか。	4
(問9)	HCV抗体検査の結果、中力価及び低力価とされた全ての検体にHCV抗原検査ではなく、HCV核酸増幅検査を行った場合であっても、負担金は申請できるか。	4
(別添1)	「肝炎ウイルス検診における具体的な事業の流れについて(三訂版)」*	5～6
(別添2)	平成15年度肝炎ウイルス検診交付基準単価(案)	7

(問1) 平成14年度のC型肝炎ウイルス検査と平成15年度から実施されるC型肝炎ウイルス検査の違いは何か。

(答) 平成15年度から実施されるC型肝炎ウイルス検査とこれまでの検査との主な変更点は、新たに開発されたHCV抗原検査(第2世代)を導入したことである。

HCV抗体検査の結果、中力価及び低力価とされた検体に対して、新たにHCV抗原検査を行い、さらに、HCV抗原検査の結果、陰性となった検体についてHCV核酸増幅検査を行うこととしたものである。(図参照)

なお、具体的には別添1のとおりである。基本的な流れについては変更はないが、下線部(2か所)については新たに導入された点であるので留意されたい。



図：平成15年度C型肝炎ウイルス検査の流れ

(問2) C型肝炎ウイルス検査にHCV抗原検査を導入した理由は何か。

(答) HCV核酸増幅検査より簡便に実施することができ、HCV核酸増幅検査と良好な相関性を示すHCVコア蛋白測定によるHCV抗原検査が昨年秋(平成14年9月)に発売されたこと、及びそれに対する専門家の意見を踏まえ、C型肝炎ウイルス検査の一層の精度向上を目的として導入することとしたものである。

(問3) HCVコア蛋白測定によるHCV抗原検査(第2世代)は、どのような検査法か。

(答) HCVコア蛋白測定によるHCV抗原検査(第2世代)は、C型肝炎ウイルスの存在そのものを測定する検査法であり、従来のHCV抗原検査法に比べて精度が大幅に改善されたものである。HCVコア蛋白を測定するためのHCV抗原試薬として発売されているものは現在3種類であり、平成15年3月には4種類となる予定。

(問4) HCV抗体検査の結果、低力価とされた検体に対して、さらにHCV抗原検査を行う必要性は何か。(HCV抗体低力価群はHCVに感染していない可能性が極めて高いとされているのではないのか。)

(答) 平成14年8月、肝炎ウイルス検診の実施方法の研究過程において研究者より、一部のHCV抗体検査法において中力価に近い低力価を示した検体のうち極めて少数であるが、HCV核酸増幅検査によりHCV陽性となったケースが報告され、当該検査法のHCV抗体検査の中力価群の範囲を拡大するとともに陽性の可能性のあるケースについて再検査を実施するなど、必要な措置を講じたところである。〔肝炎ウイルス検診の精度改善及びこれに伴う再検査について〕(平成14年9月6日老老発第0906001号厚生労働省老健局老人保健課長通知))

C型肝炎ウイルス検診は、現時点ではC型肝炎の新規感染の可能性が極めて低いため、一般的には1回の検査で感染状況を判断できるとされていることからC型肝炎ウイルス検査の精度の向上を図る必要がある。

このため、新たに発売されたHCV抗原検査についての専門家の意見を踏まえ、C型肝炎検査の一層の精度向上を目的として導入することとしたものである。

(問5) HCV抗原検査専用のスピッツが必要となるのか。

(答) 一般生化学検査のスピッツと併用可能なので、新たにHCV抗原検査専用のスピッツが必要になることはない。

なお、HCV核酸増幅検査はこれまでと同様に専用のスピッツが必要である。

(問6) 新たにHCVコア蛋白測定によるHCV抗原検査を導入することにより、C型肝炎ウイルス検査のより一層の精度向上が図られることになるが、そのことにより、HCV抗体検査については、いずれの測定系を用いても良いことになるのか。

(答) HCV抗原検査を導入することにより、C型肝炎ウイルス検査の一層の精度向上が図られるが、HCV抗体検査についても、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」とされる高力価などの判定の精度を確保する必要があり、従来と同様に、力価による高力価群、中力価群、低力価群の3群の適切な設定が可能である測定法を選択することにより、精度の確保に留意して実施されたい。

(問7) C型肝炎ウイルス検査の判定結果(①～⑤)について、平成15年度からHCV抗原検査が導入されることに伴い新たな区分となるが、この際の検査結果報告の整理はどのようにすればよいか。

(答) 各検査機関から報告される検査結果に関し、従来の区分にて判定された結果(①～⑤)と、HCV抗原検査導入後の新区分にて判定された結果(①～⑤)の内容が異なることになる。このため、検査結果報告伝票には、HCV抗原検査の有無を明記するなど、従来の区分と新区分の判別ができる措置をするとともに、検査結果報告の集計についても同様に判別できるよう整理をしていただきたい。

(問8) 平成14年度に肝炎ウイルス検診を受診し、HCV抗体検査の結果、低力価とされた者が、新しく導入されたHCV抗原検査を受けることを希望した場合はどうするのか。

(答) HCV抗体検査の結果、低力価とされた場合、現在、「C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定される。

しかし、肝機能異常を指摘された、又は何らかの自覚症状などにより、新たに導入されたHCV抗原検査を受けることを希望した場合については、節目外検診の対象者として差し支えない。ただし、「肝炎ウイルス検診の精度改善及びこれに伴う再検査について」(平成14年9月6日老老発第0906001号厚生労働省老健局老人保健課通知)による再検査を既に受けた者は、対象者から除くこととする。

(問9) HCV抗体検査の結果、中力価及び低力価とされた全ての検体にHCV抗原検査ではなく、HCV核酸増幅検査を行った場合であっても、負担金は申請できるか。

(答) 肝炎ウイルス検診等実施要領(平成15年4月改正予定)どおり、HCVコア蛋白測定によるHCV抗原検査を行うことが原則であるが、HCV抗原検査の実施が困難等の理由がある場合には、早めに当課までご相談いただきたい。

なお、平成15年度肝炎ウイルス検診交付基準単価(案)は、別添2のとおりであるので参考にされたい。

(別添1)「肝炎ウイルス検診における具体的な事業の流れについて(三訂版)」

○ 肝炎ウイルス検診の種類とその対象者

1. 節目検診

40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の者

2. 節目検診以外の対象者(要指導者等検診)

- ① 過去に肝機能異常を指摘されたことのある者
- ② 広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていないもの
- ③ 基本健康診査においてALT (GPT) 値により要指導とされた者

以下は、節目検診及び要指導者等検診のうち①、②に該当する者について、肝炎ウイルス検診を基本健康診査とあわせて実施する場合を想定した一例を示す。

地域住民への周知

- 周知の手段
 - ・ 広報(広報誌、パンフレット、ホームページなど)
 - ・ 説明会の実施(←健康教育の活用)
- 問診票配付(基本健康診査の問診票とあわせて配付)
 - ・ 節目検診
 - ・ 要指導者等検診①(過去の基本健康診査の結果を用いる場合)
- 事前指導・相談(集団、個別)(←健康相談の活用)

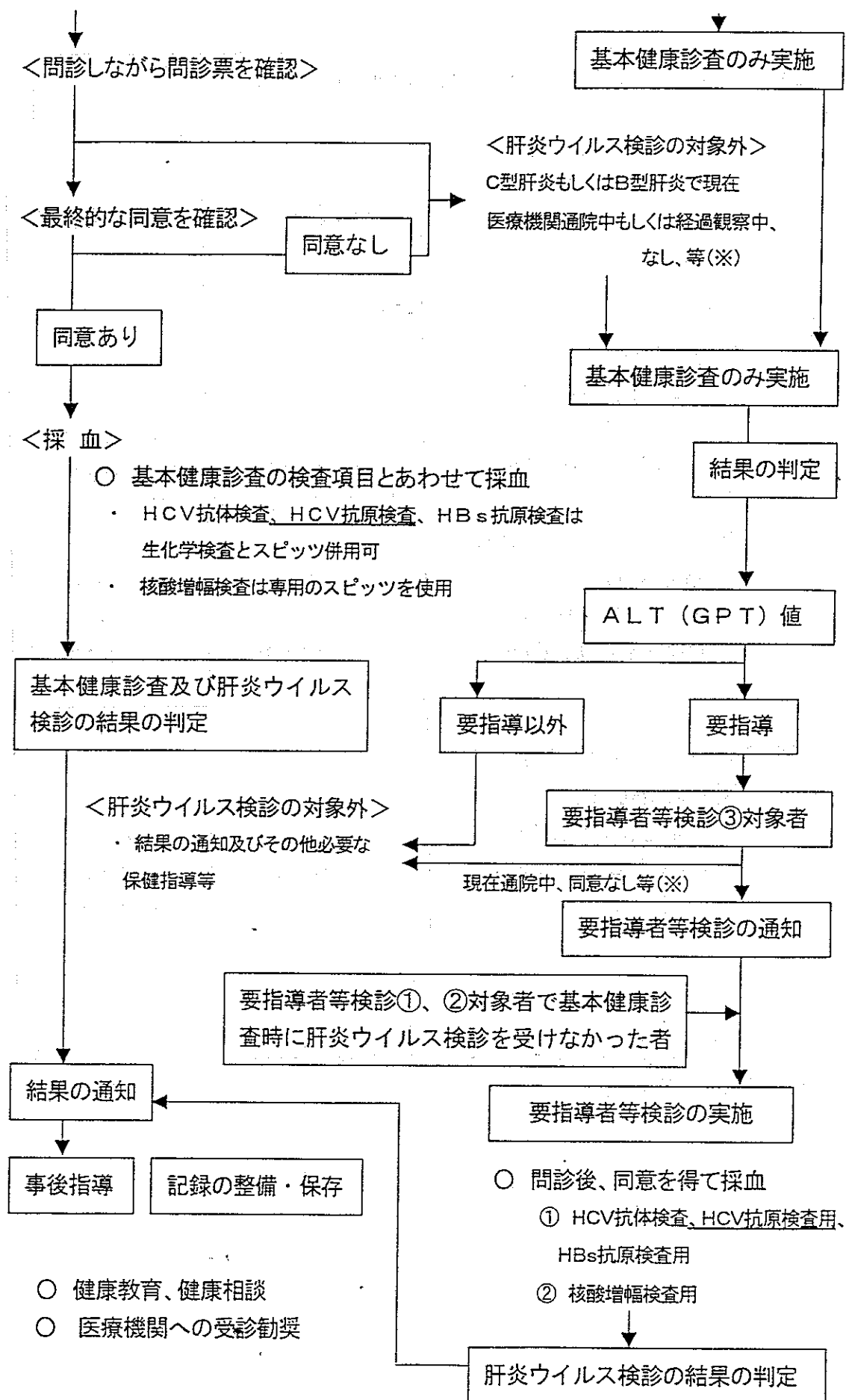
検診の実施(基本健康診査とあわせて実施)

- 受付、対象者の確認(台帳等)
- 既に問診票を配付した者以外の対象者等に対して、問診票を配付
(* 基本健康診査以外で肝機能異常を指摘されたことのある者、②の該当者、問診票を紛失した者、等)

基本健康診査＋
節目検診の対象

基本健康診査＋
要指導者等検診①、②の対象

<肝炎ウイルス検診の対象外>
次年度以降の節目検診対象者等



(別添2) 平成15年度肝炎ウイルス検診交付基準単価(案)

	交付基準単価	費用徴収基準
【節目検診】 医療機関委託方式 基本型(C型+B型) B型を希望しない場合 C型を希望しない場合	 3,904円 3,505円 1,869円	 1,200円 1,100円 600円
 集団方式(保健所実施も含む) 基本型(C型+B型) B型を希望しない場合 C型を希望しない場合	 2,463円 2,064円 454円	 700円 600円 100円
【要指導者等検診(節目外検診)】 医療機関委託方式 基本型(C型+B型) B型を希望しない場合 C型を希望しない場合	 5,982円 5,583円 3,947円	 1,800円 1,700円 1,200円

※「平成15年度C型肝炎ウイルス検査について」(平成15年1月10日厚生労働省老人保健課 事務連絡)を参照。